

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 4年 7月 28日			
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウンタワー11階		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 代表取締役 カリン・ドラガン			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	190 台	0 台	0 台	190 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	47 台	0 台	0 台	47 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	第一種特定製品の管理一覧を作成し、担当者が随時情報を更新し、管理・簡易点検及び点検記録の保存を行っていたが、台数が多いため、現在は、空調設備の施工・保守・修繕を依頼している業者に依頼し、報告書を提出して頂き、部署内で共有しています。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が、府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収業者に依頼し、充填回収業者から交付された引取り証明書を受取った事をもって、冷媒用代替フロンが回収された事を確認し、部署内で共有しています。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品の機器番号で機器配置図を確認し、日々のパトロールで点検確認した。			
	廃棄時	昨年度は、第一種特定製品の廃棄は、ありませんでしたが、廃棄時は、フロン排出抑制法に従い、充填回収業者から引取り証明書を受取り、冷媒用代替フロンが回収された事を確認してから廃棄しています。また、充填回収業者から破壊証明書が提出されたことを受け、冷媒用代替フロンが適切に処理された事を確認しています。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	今後、第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を導入します。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。